

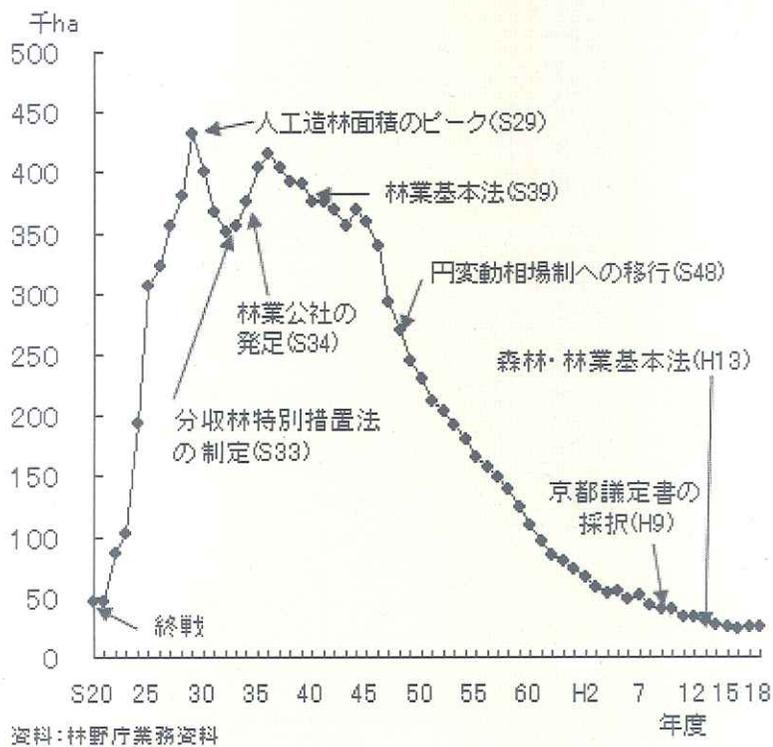
# 林業公社の現状と課題

平成20年9月24日

林 野 庁

- 戦後、復旧造林と資源育成のため積極的な造林を展開。国土の3分の2を占める森林を維持しつつ、国土保全等の公益的機能を発揮。
- 人工林は1千万haに及び、毎年約8千万m<sup>3</sup>蓄積が増加するなど充実しつつある。
- 人工林を健全に育成するとともに、国民のニーズに対応した多様な森林を育成することが課題。

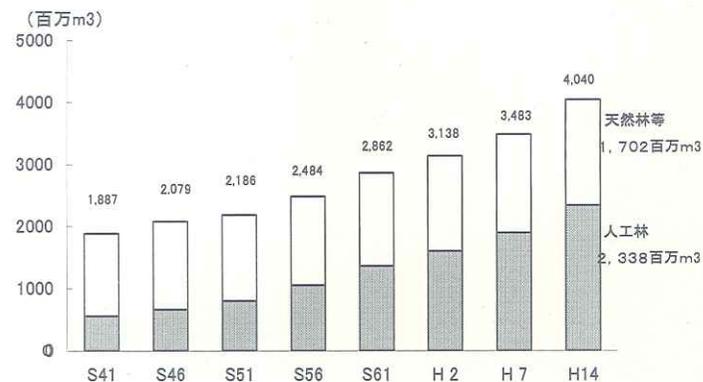
### ■戦後の人工造林面積の推移



### ■森林面積の推移



### ■森林蓄積の推移



○ 多様な主体が様々な手法により森林を整備する中、林業公社は分収方式で人工林を造成。

■ 経費負担の区分等による森林整備

事業の区分	対象森林	実施主体	経費負担の区分等			所有者負担
			国	都道府県	所有者等	
①一般造林事業による森林整備	森林所有者等により自主的な整備を行う森林	森林所有者等	国	都道府県	所有者等	有
			※通常、国と都道府県で約7割を補助			
②公的分収林	森林所有者等によって整備が進みがたい森林	林業公社	林業公社			有 (伐採収益の一部は公社へ)
			※資金は、融資、補助金等により調達 ※公社は将来の主伐収益の一定割合(通常6割)を取得			
③治山事業による森林整備	国土保全上その適正な整備が必要な保安林等	都道府県	国	都道府県		無
			※通常、国が都道府県に1/2等を補助			
④水源林造成	奥地水源林(保安林)	森林総合研究所(旧緑資源機構)	森林総合研究所			有 (伐採収益の一部は森林総研へ)
			※森林総研は将来の主伐収益の一定割合(通常5割)を取得			
⑤国有林野事業	国有林(国民共有の財産)	国有林	国有林			無 (国直轄)

< 区分別の森林面積 >

森林面積	所有区分別	人工林面積	保安林面積	分収林面積
・ 森林面積 2512万ha	・ 民有林 1728万ha ・ 国有林 784万ha	・ 民有林 795万ha ・ 国有林 241万ha	・ 民有林 497万ha ・ 国有林 669万ha	・ 林業公社 39万ha ・ 緑資源機構 45万ha

○ 林業公社は、水源林の整備、地域振興等のニーズに対応して分収方式による森林造成を推進するために、昭和40年代を中心に各都道府県において設立された民法法人。

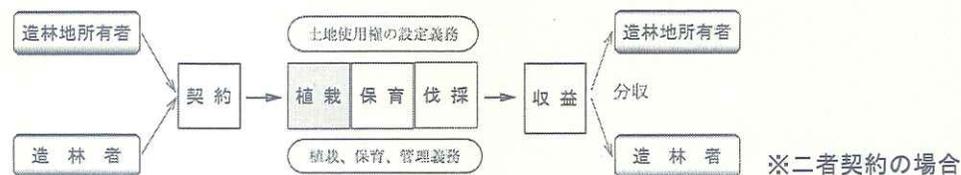
○ 全国36都道府県に40公社が設立され、これまでに39万haの森林を造成（平成20年8月現在）。

■ 林業公社の設立時期

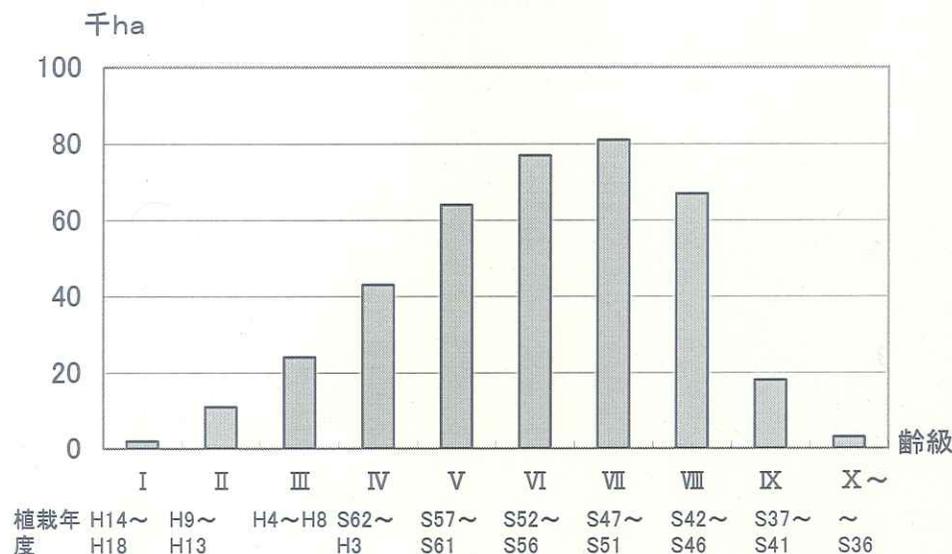
年度	設立公社数	累計	設立公社名
昭和34	1	1	対馬(長崎県)
35	1	2	熊本(旧五家荘、46年名称変更)
36	4	6	高知、長崎、屋久島(鹿児島県)、兵庫
39	3	9	滋賀、岡山、岩手(H19解散)
40	4	13	広島、島根、愛知、山梨
41	12	25	秋田、福井、鳥取、山口、富山、宮城、長野、群馬、石川、岐阜、徳島、愛媛
42	6	31	山形、福島、鹿児島、宮崎、京都、和歌山
43	2	33	神奈川、木曾三川(岐阜県)
44	1	34	茨城
45	2	36	青森、大分(H19解散)
47	1	37	新潟
48	1	38	びわ湖(滋賀県)
58	2	40	埼玉、奈良
60	1	41	北海道
61	1	42	栃木
63	1	43	東京
平成8	1	44	隠岐(島根県)

注) ①愛媛県の公社はS56年に解散、屋久島の公社はH10年に統合  
 ②岩手県、大分県の公社はH19年度に解散

■ 分収造林契約の仕組み



■ 公社造林地の年齢構成（H18.3.31現在）

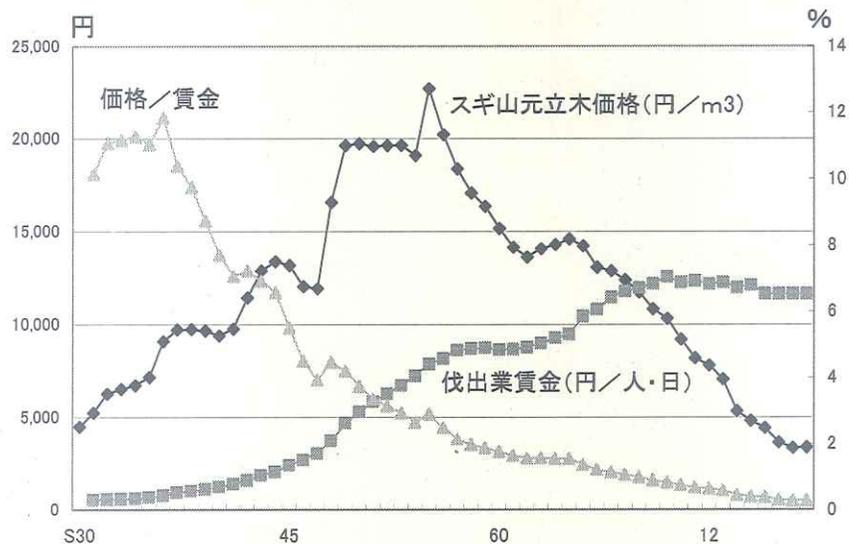


資料：林野庁業務資料

○ 過去数十年の社会経済情勢の変化により、林業採算性が低下するなど、林業の経営環境は激変。

- ・戦後、新設住宅着工戸数の増加等により木材需要は増大。木材価格は上昇し、昭和55年にピークとなったが、この間、外材の輸入量が増加し、製材用材の自給率は80%台から30%台に低下。その後の製品輸入の増大、住宅建築様式の変化等の中で、平成9年には20%を切る。
- ・昭和50年代半ばから木材価格は低下。特に山元での立木価格の低下が著しく、スギでは昭和55年の22.7千円/m<sup>3</sup>が、平成10年には1万円/m<sup>3</sup>を切り、平成19年には3.4千円/m<sup>3</sup>とピーク時の2割以下となった。

■ スギ立木価格と林業労働者賃金の推移



資料：厚生労働省「林業労働者職種別賃金調査」  
(財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格」

■ 木材(用材)の供給量等の推移



資料：林野庁「木材需給表」

■ 木材価格の推移 (昭和55年価格→平成19年価格)

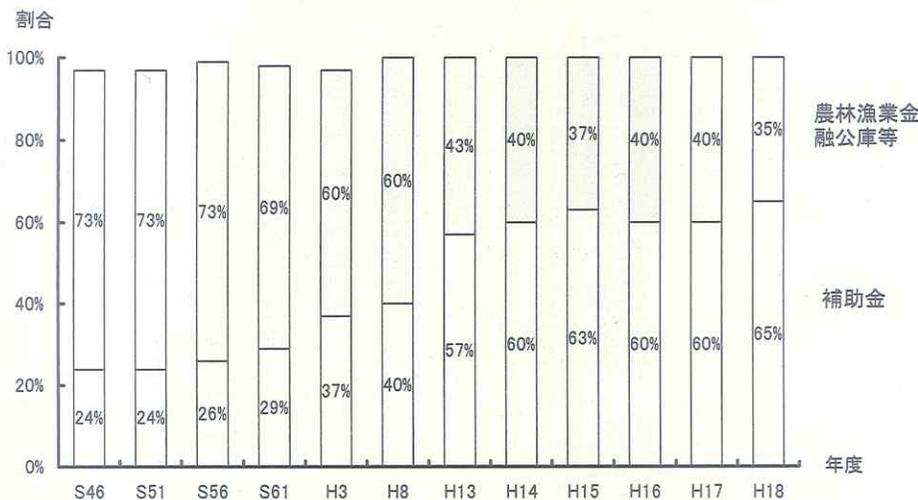
(単位：千円/m<sup>3</sup>)

樹種	山元立木価格	丸太価格 (中丸太)	製品価格 (正角10.5cm、長3m)
スギ	22.7 → 3.4 (15%)	38.7 → 13.0 (34%)	70.4 → 42.7 (61%)
ヒノキ	42.9 → 10.5 (24%)	76.2 → 25.4 (33%)	141.5 → 69.7 (49%)

○林業公社に対し補助事業、融資、地方財政措置など様々な助成措置を講じてきたところ。

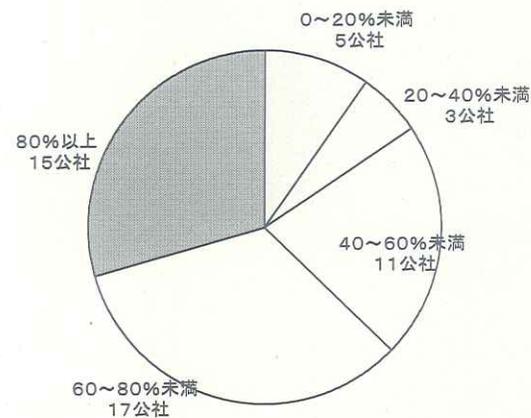
① 補助事業	◇造林、間伐等の森林整備に対し、国及び都道府県で補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の間伐は9齢級まで(45年生まで)補助。</li> <li>・ 公的森林については、10～12齢級(46～60年生)の人工林を対象に、高率の補助(国と県あわせて実質85～90%)により、抜き切りを助成(抜き切り後は天然更新により広葉樹を育成)</li> <li>・ 複層林造成のため、18齢級まで(90年生まで)の抜き切りの助成(長期育成循環施業)</li> </ul>
	◇非皆伐施業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非皆伐へ転換するための地元説明会の開催や契約変更に向けた取組への支援を行う事業の創設(平成20年度新規)</li> </ul>

■ 直接事業費に占める資金内訳 (年度別)



資料：林野庁業務資料

■ 国庫補助事業の活用率 (H18年度までの累計)



資料：林野庁業務資料

② 金融措置

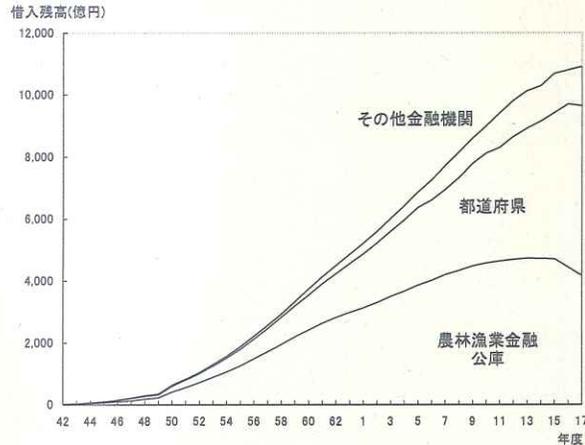
◇造林資金等による支援  
(農林漁業金融公庫)

- ・平成3年に施業転換資金制度を創設し、金利負担を軽減するとともに、償還期間を55年まで延長(施業転換資金：伐期の長期化、複層林の造成のために農林漁業金融公庫が貸し付ける資金(平成19年度まで))
- ・利用間伐に必要な資金と既往農林公庫資金の当該年度の償還元金の円滑な支払いに必要な資金を併せて貸し付ける資金の創設(平成20年度新規)
- ・無利子資金との併せ貸しにより金利の引き下げ等

◇都道府県の支援

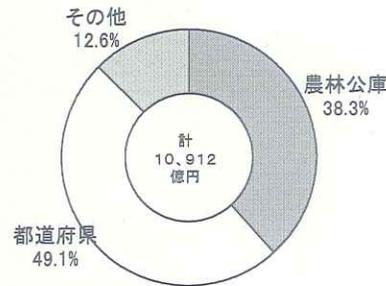
- ・無利子資金の貸し付け、金融機関の借入資金の利子助成
- ・借入金の損失補償等

■ 林業公社の借入金残高の推移



資料：林野庁業務資料

■ 林業公社全体の借入金残高



資料：林野庁業務資料

■ 都道府県貸付金の無利子化の状況  
(H17.3.31現在)

年度	新規分		既往分	
	公社数	累計	公社数	累計
S36	1	1	1	1
S42	1	2	1	2
H7			1	3
H9	1	3	1	4
H10	4	7	1	5
H11	4	11	2	7
H12	3	14	5	12
H13	6	20	6	18
H14	2	22	2	20
H15	2	24	4	24
H16	1	25	1	25

資料：林野庁業務資料

③ 地方財政措置

◇公有林野整備事業債のほか、間伐等の森林整備の促進に対する交付税措置等

- ・都道府県が行う公社への無利子資金の貸し付け、利子補給に対する特別交付税措置等

- 公社造林地は貴重な資源であり、林業公社がこれまでに果たした役割、造成した森林の適切な整備の必要性等を踏まえ、地域ごとに経営の改善方向を検討し、森林を公益的機能を発揮する社会的資産として育成・保全することが課題。

■ 林業公社のあり方 (H17年10月/21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会)

- 今後、地域の実情等を踏まえつつ、公社造林地の取扱、資金調達や分収契約方式のあり方等を検討することが必要

取組方向：① 県民共有の財産であるという意識の醸成

② 長伐期化、複層林化など、公益性をより重視した施業方法への見直し

③ 資金調達の円滑化、補助事業等の活用、弾力的な契約内容への移行

④ 公社造林地は、一定のまとまりをもった一団の森林として、効率的な管理、資源活用が可能

⑤ 分収方式を発展的に解消し、地方自治体による森林整備へ移行(県営林化)

■ 林業公社造林地の今後の取扱

- ・ 契約により主伐(皆伐)の伐期が迫っている。  
契約上の主伐時期：H14～18年 2,400ha  
H19～23年 34,500ha

<契約に基づき皆伐する場合/問題点>

- ・ 多くが大面積団地であり、一斉皆伐による影響は大きい。  
(6 齢級以上の森林における一団地の平均面積22ha)
- ・ 現在の木材価格では、伐採収益による投下資本回収は困難(公社)
- ・ 分収の収益は再投資に十分ではなく、再造林が困難(森林所有者)

施業転換の検討

- ・ 造成した森林について、将来にわたって多面的機能を発揮することが重要

- ・ 森林の公益的機能の高度発揮
- ・ 木材資源としての価値の維持・向上

<非皆伐施業等に転換する場合/課題>

- ・ 主伐期の先送りに伴い、償還財源等の別途手当が必要
- ・ 高齢級の間伐、複層林化のための施業に対する追加な支出が必要
- ・ 過疎化、高齢化等の中で、多数の森林所有者との契約変更に多大な労力が必要(契約件数5万8千件、うち個人4万2千件)

## ■ 林業公社一覧 (H20.3.31現在)

公社名	分収林面積 (百ha)	民有人工林 に占める割 合(%)	公社名	分収林面積 (百ha)	民有人工林 に占める割 合(%)
(財) 北海道森林整備公社	2	0%	(社) 滋賀県造林公社	70	25%
(社) 青い森農林振興公社	102	8%	(財) びわ湖造林公社	125	
(財) 秋田県林業公社	240	9%	(社) 京都府森と緑の公社	47	4%
(財) 山形県林業公社	157	13%	(社) 兵庫みどり公社	194	9%
(社) 福島県林業公社	152	7%	(財) 奈良県林業基金	13	1%
(財) 茨城県農林振興公社	2	0%	(社) わかやま森林と緑の公社	34	2%
(財) 栃木県森林整備公社	18	2%	(財) 鳥取県造林公社	146	12%
(社) 群馬県林業公社	52	5%	(社) 島根県林業公社	222	12%
(社) 埼玉県農林公社	31	5%	(社) 隠岐島前森林復興公社	4	
(財) 東京都農林水産振興財団	6	2%	(社) おかやまの森整備公社	249	14%
(社) かながわ森林づくり公社	33	11%	(財) 広島県農林振興センター	148	9%
(社) 新潟県農林公社	102	7%	(財) やまぐち農林振興公社	129	7%
(財) 山梨県林業公社	81	5%	(社) 徳島県林業公社	70	4%
(社) 長野県林業公社	150	5%	(社) 高知県森林整備公社	151	5%
(社) 富山県農林水産公社	76	15%	(社) 長崎県林業公社	62	12%
(財) 石川県林業公社	137	14%	(社) 対馬林業公社	52	
(社) ふくい農林水産支援センター	150	13%	(社) 熊本県林業公社	87	4%
(社) 岐阜県森林公社	144	8%	(社) 宮崎県林業公社	113	5%
(社) 木曾三川水源造成公社	100		(社) 鹿児島県森林整備公社	114	5%
(社) 愛知県農林公社	48	4%	合 計	3,901	5%

注) 岩手県と大分県の公社はH19年に解散

## ■各公社における様々な取組

番号	公社名	取組方向	取組の概要
①	石川県 (財)石川県林業公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費削減</li> <li>・有利子債務の圧縮</li> <li>・分収比率の見直し</li> </ul>	<p>管理費・保育事業費等の経費削減の徹底、有利子債務の圧縮とともに、分収比率を見直しに取り組む経営改善計画を策定。</p> <p>分収比率の見直しは、現在の契約内容である公社6割、土地所有者4割の比率を基本とし、公社が事業に要した経費と木材販売収入を比較し、その多寡により双方の持分を最大50%変動させる内容で、伐期延長の契約変更と併せて推進。</p>
②	和歌山県 (社)和歌山県林業公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下流町村への働きかけ</li> <li>・広葉樹の植栽</li> </ul>	<p>林業公社が主体となって、上下流町村に働きかけ、豊田川治水組合(豊田川上下流の4町村で設立)と分収林契約を結び、同組合からの委託によって、広葉樹を植栽するなど多様な森林づくりを推進。</p>
③	島根県 (社)隠岐島前森林復興公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借入金によらない原資調達(町村負担金と補助金)</li> </ul>	<p>松くい虫により甚大な被害を受けた隠岐島において、島の緑を復活させるために隠岐島森林復興会社を設立。造林は3町村の負担金と造林補助金によって実施し、借入金によらない原資調達の下での造林を推進。</p>
④	鹿児島県 (社)鹿児島県森林整備公社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用間伐による収入確保</li> </ul>	<p>森林組合と連携強化を図り、現地をきめ細かく踏査することによって利用間伐を積極的に実施しており、間伐収入が毎年約1億円に達するなど、収入確保に努めつつ森林整備を推進。</p>
⑤	岩手県 (社)岩手県林業公社 (平成19年5月に解散)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営林化</li> <li>・森林の3区分</li> </ul>	<p>公社の造林地を、林相や立地条件などから、「標準的な伐期の施業」、「長伐期施業」、「分収林契約を解除して協定等による森林整備を行う森林」の3つに区分。</p> <p>公社は経営改善を進めつつ、平成19年5月に県有林事業に一元化(債務は県が継承)。</p>
⑥	大分県 (社)大分県林業公社 (平成19年8月に解散)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県営林化</li> <li>・非皆伐施業</li> </ul>	<p>公社の造林地については、公益的機能の発揮に重点を置いた非皆伐施業(択伐-天然更新)により経営。</p> <p>県の公社・外郭団体の見直しの一環として、平成19年8月に林業公社は県営林へ移行(債務は県が継承)。</p>